

千葉銀座通りの景観形成のあり方について

- 1 千葉銀座通りの位置
図１のとおり
- 2 景観形成のための手法
別紙１～４のとおり
- 3 千葉銀座地区地区計画
図２のとおり

議題（3）

平成28年度千葉市都市文化賞の結果について（報告）

平成28年度千葉市都市文化賞の結果について以下のとおり報告します。

1 募集期間

平成28年7月1日から平成28年8月31日まで

2 選考結果

部門	応募件数 (自薦及び他薦)	選考結果		
		グランプリ (最優秀)	優秀賞	入選
景観まちづくり 部門	14件	1件	1件	1件
景観広告部門	15件		1件	1件
建築文化部門	20件		2件	1件
合計	49件	1件	4件	3件

3 千葉市都市文化賞フォーラム2016

(1) 日時 平成28年12月18日（日）

(2) 会場 千葉市生涯学習センター 大ホール

(3) 概要 第1部 表彰式

第2部 パネルディスカッション

テーマ 「ちばの魅力ある景観と建築のために」

※受賞作品については「千葉市都市文化賞フォーラム2016」パンフレットを参照。

※フォーラムアンケート結果については、集計資料を参照。

第８回屋外広告部会の結果について（報告）

『許可の特例について（幕張新都心）』

千葉県屋外広告条例（以下「条例」という。）第３条の「禁止物件」のうち国家戦略道路占用事業の適用区域に広告物を表示し、又は設置することを条例第８条第１項の規定に基づき許可をする。

なお、この区域で広告物を表示、又は設置できる物件及び期間は、条例第４条に規定する第３種地域の基準を準用する。

- 1 国家戦略道路占用事業の適用区域
図３のとおり

2 目 的

国家戦略特区として計画認定された内容と整合をとり、道路空間を活用し、賑わいや魅力の創出により街の活性化を図るため。

第８回屋外広告部会の結果について（報告）
『許可の特例について（千葉駅東口駅前広場）』

次の広告物を表示し、又は設置することを条例第８条第１項の規定に基づき許可をする。

- 1 表示又は設置する者
株式会社電通東日本
- 2 表示又は設置の場所
中央区富士見１丁目（千葉駅東口駅前広場）
図４のとおり
- 3 表示又は設置の期間
平成２８年１１月１７日から平成２８年１２月１日まで
- 4 種類・数量
 - (１) 壁面広告
数 量：モノレール支柱３か所
サイズ：W５，５００mm×H１，６９０mm
素 材：ユポ紙マットラミ加工
 - (２) はり紙
数 量：ふじ棚１２ヶ所×４支柱＝４８ヶ所
サイズ：W２００mm×H１，２００mm
素 材：塩ビ再剥離加工